

お客様各位

SBI マネープラザ株式会社

当社推奨方針等のご案内

1. 当社の取扱保険会社

当社の取扱保険会社は、以下のとおりです。

※アイウエオ順

生命保険会社(14社)	損害保険会社(13社)	少額短期保険会社(5社)
アクサ生命保険	あいおいニッセイ同和損害保険	SBI いきいき少額短期保険
アフラック(アメリカンファミリー生命保険)	アクサ損害保険	SBI リスタ少額短期保険
FWD 富士生命保険	朝日火災海上保険	さくら少額短期保険
SBI 生命保険	AIG 損害保険	ジャパン少額短期保険
エヌエヌ生命保険	SBI 損害保険	日本アニマル倶楽部
オリックス生命保険	共栄火災海上保険	
ジブラルタ生命保険	スター保険	
ソニー生命保険	セコム損害保険	
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	ゼネナリ保険会社	
東京海上日動あんしん生命保険	損害保険ジャパン日本興亜	
マスマチュアル生命保険	Chubb 損害保険	
マニユライフ生命保険	東京海上日動火災保険	
三井住友海上あいおい生命保険	三井住友海上火災保険	
メットライフ生命保険		

2. 当社の推奨方針

(1) 第一分野及び第三分野の保険商品(生命保険・医療保険・がん保険等。少額短期保険商品を含む)

- 当社は、保険種類別に、以下の①～③の観点を経営的に勘案して、取扱保険会社の中からあらかじめ選定した保険会社の商品をお客様に推奨させていただいております。

- ①前年度の販売実績(2016年4月から2017年3月までの販売実績)
- ②当社募集人の商品習熟度
- ③SBIグループの保険会社

- 現時点の当社の推奨保険会社は、以下のとおりです。

※アイウエオ順

保険種類	推奨保険会社
医療保険	SBI 生命保険・オリックス生命保険・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険・三井住友海上あいおい生命保険・メットライフ生命保険
がん保険	FWD 富士生命保険・SBI 損害保険・エヌエヌ生命保険・ジブラルタ生命保険・マニユライフ生命保険・メットライフ生命保険
終身保険	FWD 富士生命保険・オリックス生命保険・ジブラルタ生命保険・マニユライフ生命保険・メットライフ生命保険
定期保険	FWD 富士生命保険・SBI 生命保険・エヌエヌ生命保険・ジブラルタ生命保険・東京海上日動あんしん生命保険・マスマチュアル生命保険・マニユライフ生命保険
収入保障保険	オリックス生命保険・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険・三井住友海上あいおい生命保険
養老保険	ジブラルタ生命保険
年金保険	ジブラルタ生命保険・東京海上日動あんしん生命保険・マニユライフ生命保険・メットライフ生命保険
介護保険	アフラック・FWD 富士生命保険・ジブラルタ生命保険
学資保険	アフラック・ソニー生命

(2) 第二分野の保険商品(火災保険、自動車保険等。少額短期保険商品を含む)

- 当社は、保険種類別に以下の①～④の観点を経営的に勘案して、取扱保険会社の中からあらかじめ選定した保険会社の商品をお客様に推奨させていただいております。
 - ①SBIグループ全体での取引状況・団体扱契約の締結など
 - ②保険会社からの専用商品の提供
 - ③SBIグループの保険会社
 - ④申込手続きの簡便さ(WEB 申込など)や相対的に割安な保険料設定であること

<当社独自の理由・基準で選別して推奨する商品>

※アイウエオ順

保険種類	推奨保険会社
火災保険(個人分野)	AIG 損害保険・東京海上日動火災保険・三井住友海上火災保険
自動車保険(個人分野)	SBI 損害保険・東京海上日動火災保険
バイク保険	アクサ損害保険・AIG 損害保険
自転車保険	三井住友海上火災保険
海外旅行保険	AIG 損害保険・損害保険ジャパン日本興亜・Chubb 損害保険・東京海上日動火災保険・三井住友海上火災保険
ゴルファー保険	三井住友海上火災保険
地震補償保険	SBI リスタ少額短期保険
ペット保険	アクサ損害保険・日本アニマル倶楽部
動産総合保険(限定取扱)	損害保険ジャパン日本興亜
モバイル保険	さくら少額短期保険

3. 上記以外の保険商品による提案をご希望される場合等

- 前記2に基づき当社が推奨する保険商品以外の商品提案をご希望の場合には、当社担当者にご希望の旨をお申し付けください。お客様が希望される商品をご説明させていただいた上で、お客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。
- 第一分野及び第三分野の商品につきましては、お客様の健康状態等により、当社の推奨保険会社以外に、お客様に適した保険商品をご提案させていただく場合がございます。
- 新商品等が発売された場合には、当社が推奨する保険商品に関わらず、新商品等のご案内やお客様のご意向に沿ったご提案をさせていただく場合がございます。

4. 募集人の権限

【生命保険について】

- 当社の生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。保険会社が承諾した時に、保険契約は有効に成立します。
- 当社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は、生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。当社の生命保険募集人に口頭でお話しいただいても、告知したことはありませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

【損害保険について】

- 当社の損害保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または、契約締結の代理権を有しています。
- 当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
- お客様に告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

【少額短期保険について】

- 少額短期保険のうち、生命保険商品については上記【生命保険について】、損害保険商品については【損害保険について】に準じての取扱いとなります。

5. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報について、生命保険・損害保険・少額短期保険その他当社の取り扱う商品の勧誘、サービスの案内及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはありません。

詳しくは、当社ホームページの「個人情報保護宣言」及び「お客様の個人情報の利用目的」をご参照下さい。